

第3章 環境行政の推進

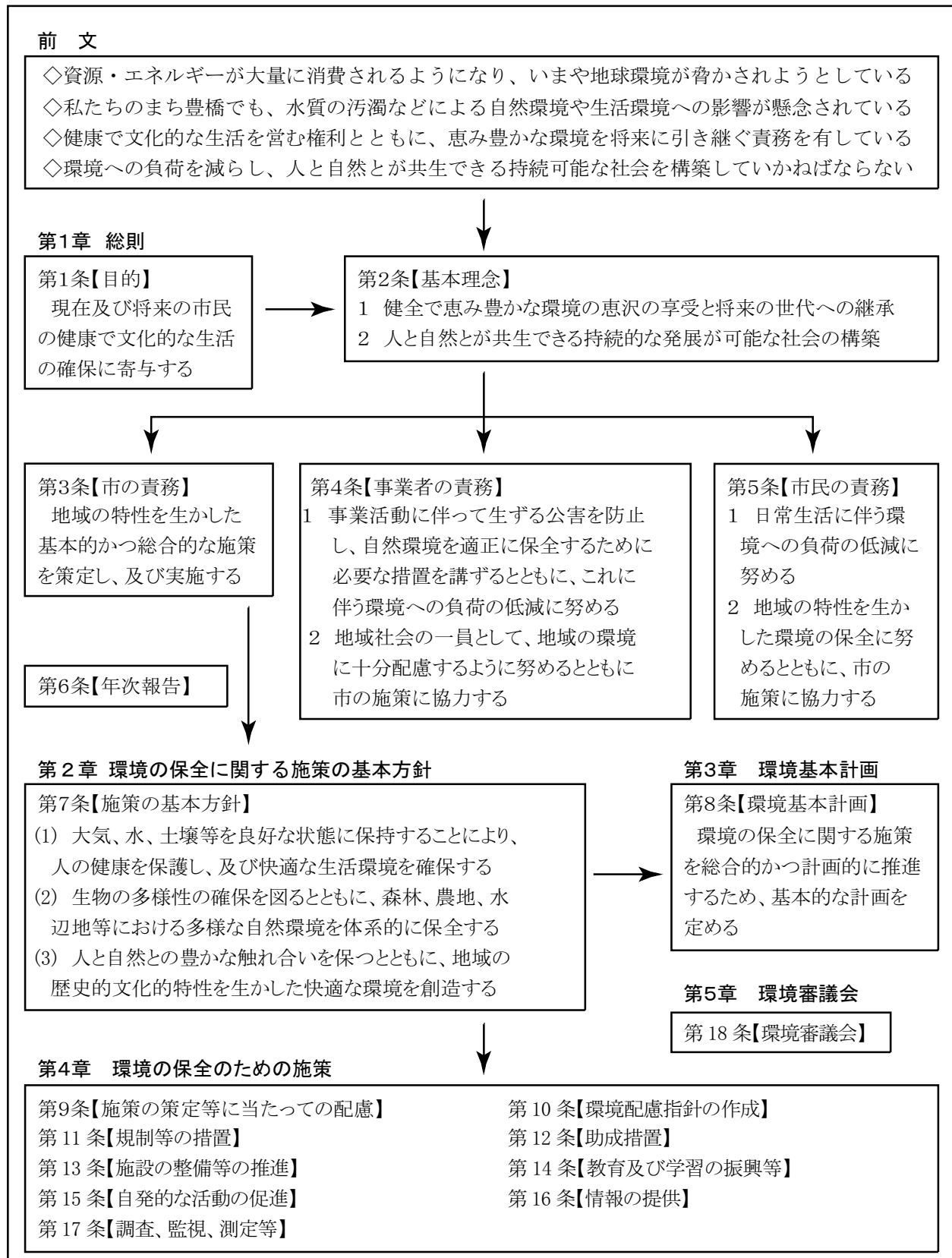


幼児環境教育訪問指導

第1節 基本となる条例・計画

1. 豊橋市環境基本条例のあらまし

(平成8年4月1日施行)



2. 豊橋市環境基本計画―地球の未来ここから始めよう―の概要

(1) 計画の基本的な考え方

1) 策定の趣旨

豊橋市環境基本条例第8条の規定に基づき、平成23年3月に環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した。また、平成28年3月に計画策定から5年が経過したことより、本市を取り巻く社会情勢の変化や前期期間の取り組みの進捗状況を踏まえ、目標や取組の見直しを行った。

2) 計画の役割

豊橋市環境基本条例の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第5次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、関連計画の環境関係施策とも整合、連携させることにより、環境の保全に関する各種事業を推進し、もって市民及び事業者の環境配慮を促すもの。

3) 計画の期間

平成23年度(2011年度)を初年度とし、令和2年度(2020年度)を目標年度とする。

(2) 計画の目標と施策の体系(平成28年3月から)

計画では、「基本理念」及び「めざすべき環境像」のもと分野別に5つの「環境目標」を定め、各分野における本市環境の特性と課題を整理し、環境目標それぞれの達成に向けた施策及び関連する事業を掲げている。また、各施策について目標年度(令和2年度)における目標を示している。

| 基本理念 | 環境像 | 環境目標 | 基本施策 | 施策 | 指標 | 基準値(H21.22) | 目標値(R2) |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------|---|-----------------------------------|---------|
| 地球の未来 ここから始めよう | 未来へつなぐ 豊かな心と自然が 織りなすハイモニー | Ⅰ 低炭素社会の実現により 保全する地球環境 | Ⅰ-1 環境に配慮した エネルギーの利用促進 | 1) 省エネルギーの推進 | 1 エコファミリーの登録件数(世帯) | 1,493 | 15,000 |
| | | | | 2) 再生可能エネルギーの利用促進 | 2 再生可能エネルギー施設の設置量(kW) | - | 210,000 |
| | | | Ⅰ-2 エコモビリティの推進 | 1) 公共交通の利用促進 | 3 1日当たりの公共交通利用者数(千人/日) | 77 | 79 |
| | | | | 2) 自転車を利用しやすい環境づくりの推進 | 4 電動アシスト自転車普及台数(台) | 845 | 7,500 |
| | | Ⅱ 多様な生物が生息し、人と 共生する自然環境 | Ⅱ-1 生物多様性の保全 | 1) 自然環境の保全とふれあいの推進 | 1 自然環境の保全啓発活動への参加者数(人/年) | 3,487 | 3,500 |
| | | | | 2) 特定外来生物対策の推進 | 2 外来生物を駆除した池数(池) | 6 | 50 |
| | | | Ⅱ-2 森林の保全と利用の促進 | 1) 森林の保全と育成 | 3 森林保育作業の参加者数(人/年) | 56 | 120 |
| | | | | Ⅱ-3 河川・海岸・ため池の保全 | 1) 親しまれる水辺づくり | 4 干潟保全実践プロジェクト関連イベント参加者数(人/年) | - |
| | | | Ⅱ-4 農地の保全 | 1) 農地の保全 | 5 環境保全型農業を実践している農家の割合(%) | 18.2 | 36 |
| | | | | Ⅱ-5 水と緑のネットワークの充実 | 1) 公園・緑地の充実 | 6 市民1人当たりの都市公園面積(m ²) | 9.77 |
| | | Ⅲ 資源を大切に、循環を基 調とする社会環境 | Ⅲ-1 ごみ減量の推進 | 1) ごみ減量の推進 | 1 市民1人が1日に出す家庭系ごみの量(事業所から出るごみ含まない)(g/人・日) | 790 | 709 |
| | | | | Ⅲ-2 リユース・リサイクルの推進 | 1) リユース(再利用)の推進 | 2 再生家具等展示・販売会における入札申込者数(人/年) | - |
| | | | Ⅲ-3 環境美化活動の促進 | 2) リサイクル(再生利用)の推進 | 3 リサイクル率(%) | 17.1 | 28 |
| | | | | Ⅲ-4 水資源の節約と有効利用 | 1) 530運動の推進 | 4 530運動等の参加者数(人/年) | 180,000 |
| | | Ⅳ 健全で快適な生活環境 | Ⅳ-1 大気環境の保全及び 騒音・振動・悪臭の防止 | 1) 環境監視体制の充実(大気・騒音等) | 1 環境基準達成率(大気)(%) | 93.3 | 94 |
| | | | | 2) 発生源対策・啓発の推進(大気・騒音等) | 2 工場・事業場立入件数(大気・騒音等)(件/年) | - | 180 |
| | | | Ⅳ-2 水環境及び土壌・地盤 環境の保全 | 1) 環境監視体制の充実(水質等) | 3 環境基準達成率(水質)(%) | 90.6 | 96 |
| | | | | 2) 発生源対策・啓発の推進(水質・土壌等) | 4 工場・事業場立入件数(水質・土壌等)(件/年) | - | 150 |
| | | | | 3) 生活排水処理の充実 | 5 下水道普及率(公共下水道・地域下水道合計)(%) | 78.8 | 82.3 |
| | | | Ⅳ-3 ゆとりある生活空間の創出 | 1) うるおいのある美しい都市空間の形成 | 6 景観形成地区の景観に配慮された建築工事等の件数(件) | 192 | 360 |
| Ⅳ-4 ヒートアイランド対策の推進 | 1) ヒートアイランド対策の推進 | | 7 公共施設における緑のカーテン設置箇所数(箇所/年) | 28 | 140 | | |
| Ⅴ 環境への意識と知恵をはぐく む文化環境 | Ⅴ-1 環境に関する教育 啓発の推進 | | 1) 環境教育の推進 | 1 地球温暖化対策出前講座の実施回数(回/年) | 5 | 25 | |
| | | 2) 環境保全の意識啓発 | 2 環境イベントの参加者数(人/年) | 7,272 | 8,510 | | |
| | Ⅴ-2 環境保全活動の推進 | 1) 市民・事業者との協働 | 3 地域資源回収実施回数(回/年) | - | 2,170 | | |
| Ⅴ-3 文化の継承と活用 | | 1) 文化財保護活動の推進 | 4 文化財関連イベント・展覧会等の参加者数(人/年) | 61,840 | 62,000 | | |
| | | | 2) 教育文化施設の充実 | 5 教育文化施設の利用者数(千人/年) | 1,289 | 2,193 | |

(3) 計画の推進

1) 計画の推進に向けての各主体の役割

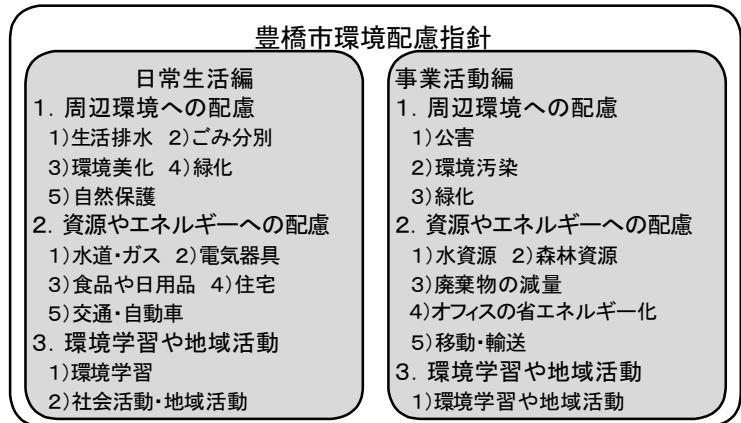
環境基本計画を推進するにあたり、市を始めとして、市民、事業者と協働しながら環境負荷を低減するための取り組みを進める。

また、東三河地方の中心都市として、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら、市域を越えた広域的な環境の保全についても積極的に取り組んでいく。

| 市・市民・事業者における役割 | |
|----------------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市は、環境の保全に関し、地域の特性を活かした基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定に当たっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。 ◆市は、施策の策定及び実施に当たり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ◆市民は、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者は、事業活動を行うに当たって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ◆事業者は、事業活動に関し、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。 |

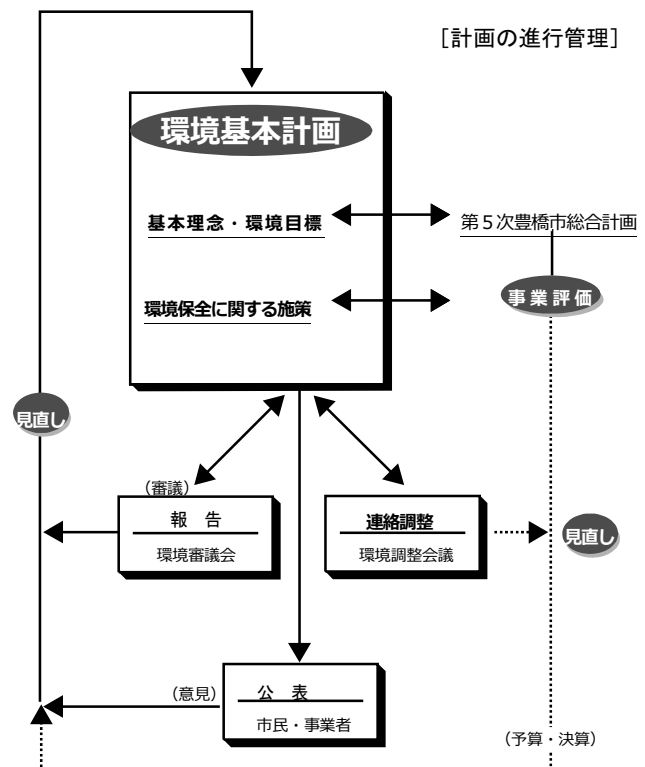
2) 環境配慮の仕組み

環境保全のために市・市民・事業者が配慮すべき事項を「環境配慮指針」としてまとめ公表している。環境配慮指針は、日常生活編・事業活動編の2つで構成され、それぞれについて環境づくりの方針、具体的な配慮方法等を示している。



3) 計画の進行管理

計画の進行管理は、施策ごとに設定した指標の進捗状況を評価すること等により行い、その結果は環境審議会に報告し、意見を得るとともに市ホームページ等で公表する。



取り組みの目標の進捗状況

| 環境目標 | 指標 | 基準値A (H21実績) | R2年度 目標値B | R1年度 実績値C | 進捗率 (C-A)/(B-A)×100 | 進捗状況 ※1 |
|--------------------------------------|----------------------------|-----------------|--------------|--------------|------------------------|------------|
| I 低炭素社会 の実現によ り保全する 地球環境 | ①エコファミリーの登録件数（累計）[世帯] | 1,493 | 15,000 | 16,604 | >100.0% | ◎ |
| | ②再生可能エネルギー施設の設置量（累計）※2[kW] | 94,576 | 210,000 | 243,153 | >100.0% | ◎ |
| | ③1日当たりの公共交通利用者数[千人/日] | 77 | 79 | 82 | >100.0% | ◎ |
| | ④電動アシスト自転車普及台数（累計）[台] | 845 | 7,500 | 7,215 | 95.7% | ○ |

| | | | | | | |
|--|------------------------------------|-------|-------|-------|---------|---|
| II 多様な生物 が生息し、 人と共生す る自然環境 | ①自然環境の保全啓発活動への参加者数[人] | 3,487 | 3,500 | 1,610 | <0.0% | △ |
| | ②外来生物を駆除した池数（累計）[池] | 6 | 50 | 38 | 72.7% | △ |
| | ③森林保育作業の参加者数[人/年] | 56 | 120 | 194 | >100.0% | ◎ |
| | ④干潟保全実践プロジェクト関連イベント参加者数※2 [人/年] | 450 | 470 | 442 | <0.0% | △ |
| | ⑤環境保全型農業を実践している農家の割合[%] | 18.2 | 36.0 | 37.4 | >100.0% | ◎ |
| | ⑥市民1人当たりの都市公園面積[m ²] | 9.77 | 10.00 | 10.13 | >100.0% | ◎ |

| | | | | | | |
|---|--|---------|---------|---------|---------|---|
| III 資源を大切 にし、循環 を基調とす る社会環境 | ①市民1人が1日に出す生活系ごみの量 (事業所から出るごみを含まない。)[g] | 790 | 709 | 648 | >100.0% | ◎ |
| | ②再生家具等展示・販売会における入札申込者数※2 [人/年] | 584 | 700 | 201 | <0.0% | △ |
| | ③リサイクル率[%] | 17.1 | 28.0 | 27.2 | 92.7% | ○ |
| | ④530運動等の参加者数[人/年] | 180,000 | 185,000 | 177,200 | <0.0% | △ |
| | ⑤雨水貯留槽設置補助件数（累計）[件] | 376 | 960 | 773 | 68.0% | △ |

| | | | | | | |
|----------------------|-------------------------------------|------|------|------|---------|---|
| IV 健全で快適 な生活環境 | ①環境基準達成率（大気）[%] | 93.3 | 94.0 | 94.4 | >100.0% | ◎ |
| | ②工場・事業場立入件数（大気、騒音等）※2[件/年] | 154 | 180 | 131 | <0.0% | △ |
| | ③環境基準達成率（水質）[%] | 90.6 | 96.0 | 89.6 | <0.0% | △ |
| | ④工場・事業場立入件数（水質、土壌等）※2[件/年] | 123 | 150 | 118 | <0.0% | △ |
| | ⑤下水道普及率 (公共下水道、地域下水道合計)[%] | 78.8 | 82.3 | 79.6 | 22.9% | △ |
| | ⑥景観形成地区の景観に配慮された建築工事等の 件数（累計）[件] | 192 | 360 | 377 | >100.0% | ◎ |
| | ⑦公共施設における緑のカーテン設置箇所数 [箇所/年] | 28 | 140 | 130 | 91.1% | ○ |

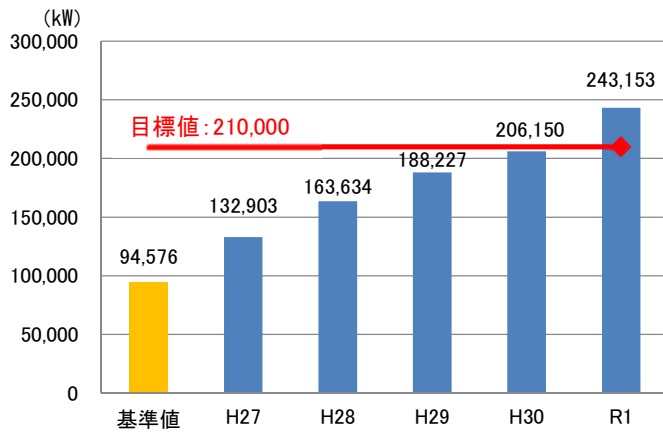
| | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|--------|--------|--------|---------|---|
| V 環境への意 識と知恵を はぐくむ文 化環境 | ①地球温暖化対策出前講座の実施回数[回/年] | 5 | 25 | 5 | 0.0% | △ |
| | ②環境イベントの参加者数[人/年] | 7,272 | 8,510 | 9,700 | >100.0% | ◎ |
| | ③地域資源回収実施回数※2[回/年] | 2,065 | 2,168 | 2,502 | >100.0% | ◎ |
| | ④文化財関連イベント・展覧会等の参加者数 [人/年] | 61,840 | 62,000 | 69,524 | >100.0% | ◎ |
| | ⑤教育文化施設の利用者数[千人/年] | 1,289 | 2,193 | 1,934 | 71.3% | △ |

※1 進捗状況：◎…進捗率100%以上 ○…進捗率90%以上100%未満 △…進捗率90%未満（計画期間10年のうち9年が経過したため）

※2 計画改訂により取り組みの目標を見直したため、基準値をH26実績としている。また、進捗率についてもH26実績を基準に計算しており、改訂後の計画期間5年のうち4年が経過しているため、進捗状況の判断基準は以下の通りとする。
進捗状況：◎…進捗率100%以上 ○…進捗率80%以上100%未満 △…進捗率80%未満

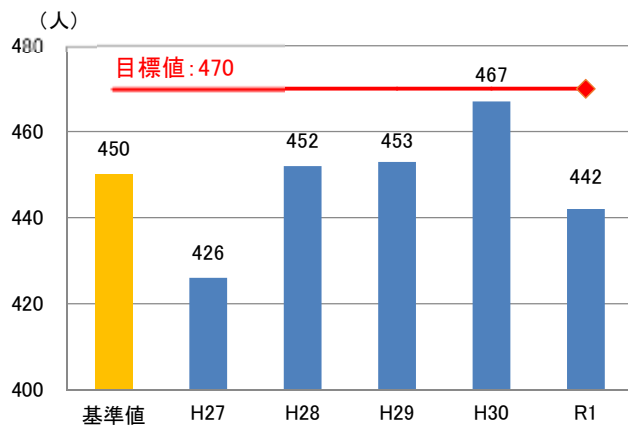
I. 低炭素社会の実現により保全する地球環境

再生可能エネルギー施設の設置量（累計）



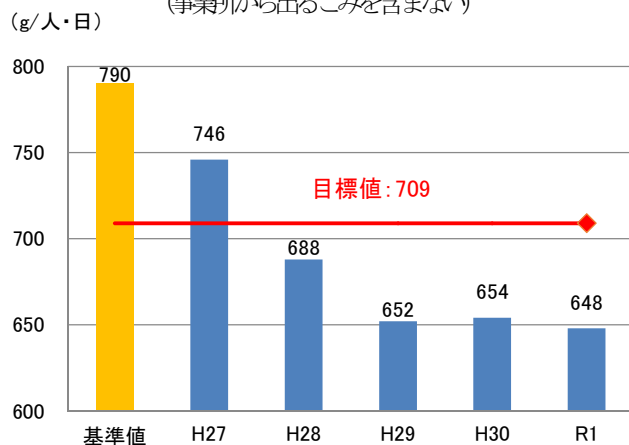
II. 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境

干潟保全実践プロジェクト関連イベント参加者数

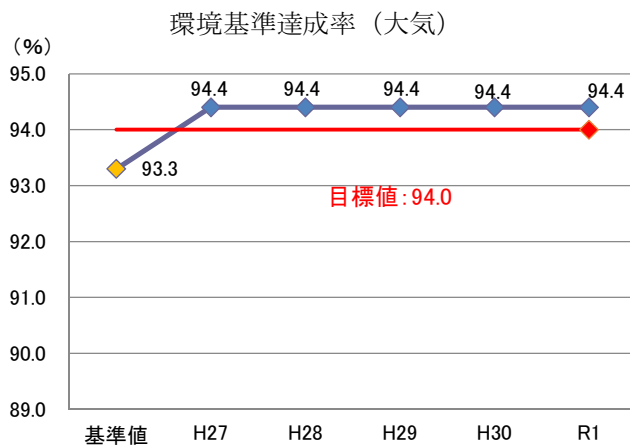


III. 資源を大切にし、資源を基調とする社会環境

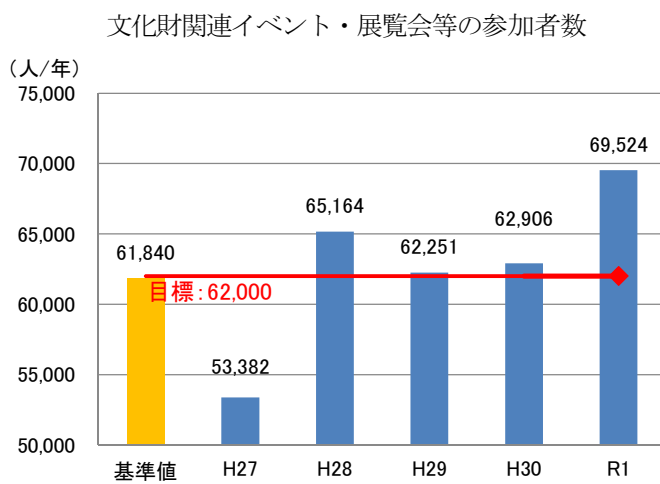
市民1人が1日に出す生活ごみの量
(事業所から出るごみを含まない)



IV. 健全で快適な生活環境



V. 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境



3. 豊橋市廃棄物総合計画(平成 28 年 3 月改訂)

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、平成 23 年 3 月に廃棄物行政の方向性を示した「豊橋市廃棄物総合計画」を策定した。平成 28 年 3 月には計画策定から 5 年が経過したため、ごみ処理を取り巻く情勢の変化や前期期間の取り組みの進捗状況を踏まえ目標や取組の見直しを行った。

(2) 基本理念

廃棄物処理に対する取り組みにおいては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をしっかりと意識することが必要である。

そこで、廃棄物に対する取り組みにおける基本理念を、

「あなたが主役 ごみゼロとよはし ~循環・安心のまちを目指して~」

とし、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル、適正処理に積極的に取り組むこととしている。

(3) 計画の位置付け

『第 5 次豊橋市総合計画』では、まちづくりの大綱として「環境を大切にすまちづくり」に取り組むこととしている。また、『第 2 次豊橋市環境基本計画』では、「資源を大切に、循環を基調とする社会環境」を環境目標のひとつに掲げ、環境施策を推進していくこととしている。

豊橋市廃棄物総合計画は、これら上位計画の趣旨に沿って、本市の廃棄物に関する総合的な方向を示す計画として位置付けられている。

なお、豊橋市廃棄物総合計画は、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画の 2 つの計画で構成されている。

(4) 計画期間

豊橋市廃棄物総合計画の期間は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間とする。

(5) 重点取組

○一般廃棄物処理基本計画

【ごみ処理部門】

- ・事業系ごみの減量計画と指導強化
- ・事業系廃棄物の減量・資源化の促進
- ・地域資源回収の活性化
- ・資源ごみのステーション収集の検討
- ・効率的なごみ回収
- ・指定ごみ袋制度の導入
- ・将来的な廃棄物処理施設整備の推進
- ・最終処分場周辺の環境対策
- ・市民・事業者・行政の連携強化

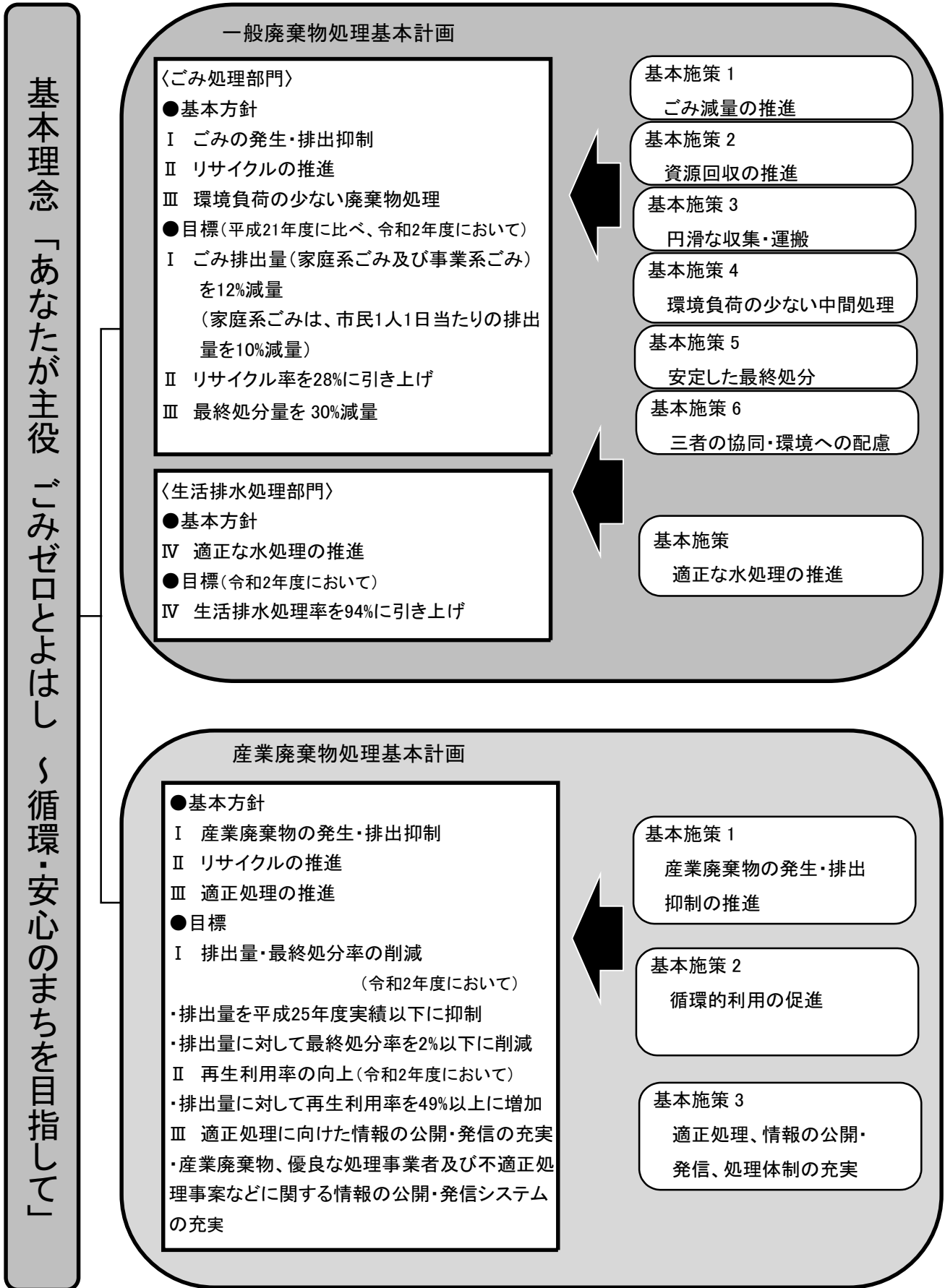
【生活排水処理部門】

- ・合併処理浄化槽への転換の促進

○産業廃棄物処理基本計画

- ・多量排出事業者への指導・助言
- ・排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実
- ・資源循環を目指した処理体制の確立
- ・新たな再生利用手法の導入の検討
- ・優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- ・不適正処理事案への厳正な対応
- ・不法投棄監視体制の強化
- ・市民に対する情報の公開・発信の推進
- ・行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討
- ・災害時における産業廃棄物の適正処理
- ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発

(6) 豊橋市廃棄物総合計画の体系

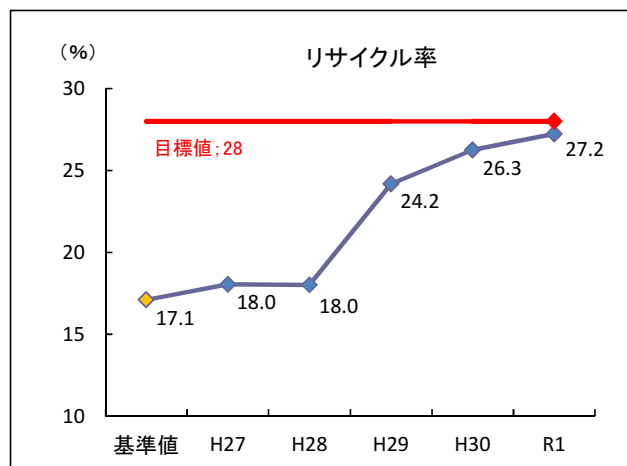
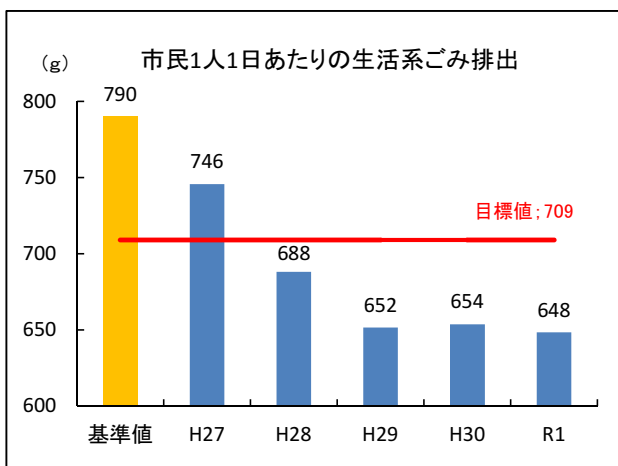


(7) 計画の進捗状況

| 基本目標 | | 指標 | 基準値A (H21実績) | R2年度 目標値B | R1年度 実績値C | 進捗率 (C-A)/(B-A)×100 | 進捗 状況 ※ |
|-----------------------|---|---------------------------------------|-----------------|---------------------|---------------------|------------------------|---------------|
| ごみ 処理 部門 | ごみ排出量(生活系ごみ及び事業系ごみ)を 平成21年度に比べ、12%減量 | ごみ排出量 (t) | 153,893 | 135,000 | 130,925 (14.9%減) | >100.0% | ◎ |
| | | 生活系ごみ 排出量 (t) | 110,876 | 96,500 | 89,517 (19.3%減) | >100.0% | ◎ |
| | | 事業系ごみ 排出量 (t) | 43,017 | 38,500 | 41,408 (3.7%減) | 35.6% | △ |
| | 市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量を平 成21年度に比べ、10%減量 | 市民1人1日 当たりの 生活系ごみ 排出量 (g) | 790 | 709 | 648 (18.0%減) | >100.0% | ◎ |
| | ごみのリサイクル率を28%に引き上げ | リサイクル率 (%) | 17.1 | 28 | 27.2 (10.1ポイント増) | 92.7% | ○ |
| 最終処分量を平成21年度に比べ、30%減量 | 最終処分量 (t) | 13,553 | 9,500 | 11,228* (17.2%減) | 57.4% | ○* | |
| 生活 排水 処理 部門 | 生活排水処理率を94%に引き上げ | 生活排水 処理率 (%) | 85.2 | 94 | 90.9 (5.7ポイント増) | 64.8% | △ |
| | 合併処理浄化槽処理人口を56,200人に引き 上げ | 合併処理 浄化槽処理 人口 (人) | 37,804 | 56,200 | 42,897 (5,093人増) | 27.7% | △ |

*平成30年度に仮埋め立てしたもやすごみの掘り起こし・焼却処分による影響を含む

※進捗状況：◎…進捗率100%以上 ○…進捗率80%以上100%未満 △…進捗率80%未満



4. 豊橋市災害廃棄物処理計画(令和2年3月改訂)

(1) 計画策定の趣旨

「豊橋市地域防災計画(平成27年3月修正)」が想定する災害により大量に生じる廃棄物等を、迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、市民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として「豊橋市災害廃棄物処理計画」を策定しました(平成29年3月改訂)。

また、令和2年3月には、環境省の「災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)」及び豊橋市がモデル地域として採択された「中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理モデル事業(平成31年3月)」、「豊橋市地域防災計画(平成31年2月修正)」をふまえ、関係計画等と整合を図るため改訂を行いました。

(2) 対象とする災害

| | |
|-----|-----------|
| 種類 | 過去地震最大モデル |
| 震源域 | 南海トラフ周辺 |
| 震度 | 震度6強 |

(3) 災害廃棄物発生量推計

| | |
|-------|---------|
| 項目 | 発生量(千t) |
| 災害廃棄物 | 1,707 |
| 津波堆積物 | 517 |

(4) 基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針は次のとおりです。

①衛生的かつ迅速な処理

災害で発生したし尿を含む廃棄物の処理等については、速やかな防疫と復旧・復興の観点から、衛生的かつ迅速に進めます。

②計画的な処理

多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置による計画的な処理を進めます。また、他自治体や民間事業者と相互協力体制の構築を図るとともに広域的な処理についても検討していきます。

③安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物の解体・運搬・保管・処理の各工程の作業は、安全性を十分に確保しつつ、周辺の生活環境への影響に配慮して進めます。

④分別・リサイクルの実施

建物解体時から廃棄物の分別を行い、リサイクルを推進します。

(5) 内容

【基本的事項】

計画策定の趣旨

対象とする災害

【組織及び協力支援体制】

組織体制・業務分担及び役割

災害対応

関係機関・民間事業者等との連携

【災害廃棄物処理対策】

災害廃棄物処理方針

品目別発生量推計・見込

全体処理スケジュール

基本的なフロー

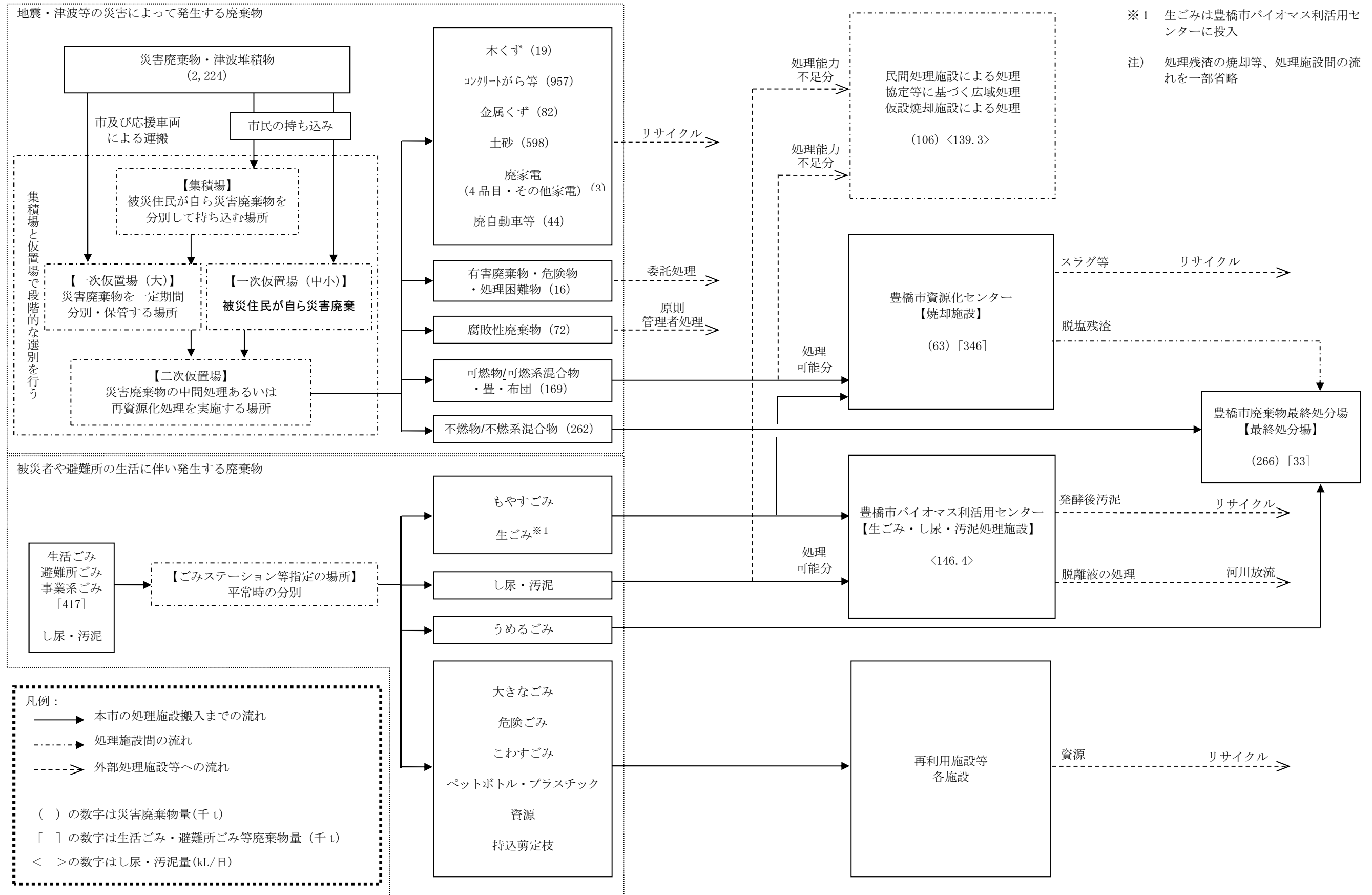
分別・処理・再生利用体制の構築

収集運搬体制の構築

集積場の設置条件及び管理運営

仮置場の設置条件及び管理運営
既存の廃棄物処理施設の活用
民間及び他自治体の施設の活用

(6) 災害廃棄物処理基本概念図



5. 豊橋市エコアクションプラン(豊橋市地球温暖化対策実行計画)(令和2年4月改訂)

(1) 計画の概要

1) 趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式が、環境への負荷を増大させ、地球温暖化等、地球規模の環境問題を引き起こしている。このような背景を受け、本市の環境保全に向けた具体的な行動のひとつとして、市内有数の事業者であり、消費者でもある「豊橋市役所」が、環境負荷の少ない製品の購入・使用、ごみ減量・リサイクル、環境に配慮した建築土木構造物等の建設・管理及び行政事務等について、自ら率先して実行する取組計画を策定し、全庁を挙げてこの行動を積極的に展開していくものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、平成12年4月、エコアクションプランを改正し、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画として位置づけ、地球温暖化対策への取組も同時に推進してきた。平成15年4月から環境マネジメントシステムの取組内容と整合を図り、第2次豊橋市エコアクションプランとして取組を推進し、平成18年度からは第3次豊橋市エコアクションプラン、平成22年度からは第4次エコアクションプランとして取り組んできた。平成25年度には、ISO14001から本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)」への移行に伴い、計画の推進に当たってT-EMSの手法を活用し、運用を開始している。また、平成27年度からは第5次豊橋市エコアクションプランとして新たな目標を掲げ取組を推進している。

2) 対象

豊橋市役所の全ての職場において実施する事務事業

3) 期間

平成27年度から令和2年度までの6年間

4) 取組の目標

| 項目 | 目標 |
|--|---|
| 温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス) | 6年間平均削減率1%以上となるように努めます。 |
| 公用車燃料使用量 | |
| 電気使用量 | |
| 燃料(自動車を除く)使用量 | |
| 水道使用量 | 毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。 |
| 用紙類購入量 | |
| 廃棄物量 | |
| 用紙リサイクル率 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。若しくは、80%以上を維持します。 |
| エコ通勤実施日数 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。 |
| グリーン購入率 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。若しくは、90%以上を維持します。 |
| 環境配慮型イベント開催率 | |

5) 具体的な取組内容

① 物品の購入に関する取組

- 紙製品は「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、古紙配合率が高く、白色度が低いなど環境負荷低減に資するものを購入します。
- 事務用品は、「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、再生材料の使用割合が高く、間伐材などの木材が使用されているなど環境負荷低減に資するものを購入します。

など7項目

② 自動車の利用に関する取組

- 行先が近距離の場合は公用自転車を使用します。
- 通勤時には「エコ通勤」に努め、相乗りや公共交通機関、自転車を利用してマイカー使用の自粛に努めます。

など4項目

③ 庁舎・施設の管理に関する取組

- 空調温度については、冷房は 28 度、暖房は 19 度に設定します。
- 昼休み中は、業務に支障ない範囲で消灯します。
- エレベーターの利用を控え、3階程度の昇り降りの際は階段を利用します。
- トイレ、給湯所等の手洗い、洗面・歯磨等にあたっては、常に節水を励行します。
- 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- 使用済用紙の裏面を内部文書、メモ用紙に利用します。

など 49 項目

④ 土木・建築等の公共事業に関する取組

- 土木・建築用資材として、間伐材の利用を促進します。
- 省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。
- 太陽光発電等の新エネルギーの利用を促進します。
- 公共工事の資材等は「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、グリーン商品を調達するよう努めます。

など 17 項目

⑤ 環境に配慮したイベントの実施

- 主催者やスタッフは自家用車利用を自粛し、参加者に公共交通機関の利用を呼びかけます。
- 3Rを原則とし、ごみ対策や清掃に努めます。

など 6 項目

6) 推進体制

この計画の推進にあたっては、とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)の推進組織をもって、**「T-EMS 実行責任者」**(各課長等)は、所属職員への周知と、この計画の推進を図る。

6. 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画(平成 28 年 3 月改訂)

(1) 計画の概要

1) 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第2項に基づき、地域内の全ての経済活動や家庭生活により排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた市独自の目標等を掲げるとともに、国及び愛知県が進める地球温暖化対策と整合を図りながら目標の達成に向けた取り組みに関する市民、事業者、市が行う地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として策定するものである。なお、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く環境や節電・省エネ意識などの社会経済状況の大きな変化を踏まえ、豊橋市として地球温暖化に関する取り組みをさらに一歩進めるため、目標や取組項目などの見直しを行った。

2) 対象

豊橋市域から発生する温室効果ガスのうち、「二酸化炭素(CO₂)」、「メタン(CH₄)」、「一酸化二窒素(N₂O)」、「代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)」を削減の対象とする。

3) 期間

平成22年度(2010年)から令和2年度(2020年)まで

4) 目標

豊橋市域から排出される温室効果ガス排出量を削減するため、基準年である 2005 年に対し、短期目標年の 2020 年に最終エネルギー消費量を 8%以上削減、中期目標年の 2030 年に最終エネルギー消費量を 23%以上の削減をめざす。

5) 内容

温室効果ガス排出量の増加は、市民活動の結果といわれており、私たちが生活していく上での「衣」「食」「住」全てにわたって温室効果ガスが排出されている。したがって、その対策も事業者、市民、市が別々に取り組むのではなく、お互いに連携して取り組む必要がある。そこで地球温暖化防止に向けて5つの体系をまとめ、取り組むこととしている。

○エネルギーを賢く使おう

1. 節電・省エネを実践する
2. 建物の省エネ化を進める

○新しいエネルギーを生みだそう

1. 再生可能エネルギーの普及を進める

○地球にやさしい乗り物を使おう

1. 自家用車に頼らないまちづくりを進める
2. 自動車を賢く使うライフスタイルに転換する

○緑や資源を大切にしよう

1. 森林や農地を保全し、都市の緑化を充実する
2. ごみ減量やリサイクルを進める

○地球環境への理解を進めよう

1. 地球温暖化についての意識を高める

7. 環境マネジメントシステム

(1) システムの概要

環境マネジメントシステムとは、組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組みのことである。

本市においては、環境マネジメントシステムとして、平成13年8月22日にISO14001（国際標準化機構 [ISO] が定めた国際規格）の認証を取得するなど、継続的な環境改善に取り組んでいる。

平成25年度からは、ISO14001の規格にとらわれず、積極的・独創的な環境への取り組みを促進するため、本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）」に切り替え、運用を開始した。

| 年月 | 内容 |
|--------|------------------------------------|
| 平成12 5 | ISO14001 キックオフ（認証取得宣言） |
| 12 10 | 環境方針の決定 |
| 13 1 | 環境マネジメントシステムを運用開始 |
| 13 8 | ISO14001 認証取得 |
| 16 7 | 審査登録機関による更新審査 |
| 18 4 | ISO14001 認証サイトの拡大 |
| 19 7 | 審査登録機関による更新審査 |
| 21 4 | 環境方針の改定 |
| 22 6 | 審査登録機関による更新審査 |
| 25 4 | とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）への切り替え、運用開始 |

(2) 令和元年度の取組状況

| 項目 | 年間目標 | H30年度 実績値 | R1年度 | | 評価 |
|----------------------------------|-------------------|--------------|------------|-----------------------|-----|
| | | | 実績値 | 増減 | |
| 1. 地球温暖化防止対策を推進する | | | | | |
| 二酸化炭素排出量 (t-CO ₂) | 平成30年度比 1%以上削減 | 43,648 | 33,732 | △9,916 (△22.7%) | 達成 |
| | 電気* | 31,742 | 22,369 | △9,373 (△29.5%) | |
| | 都市ガス | 6,559 | 6,537 | 22 (0.3%) | |
| | 灯油 | 3,498 | 3,009 | △489 (△14.0%) | |
| | 液化石油ガス | 198 | 211 | 13 (6.8%) | |
| | A重油 | 34 | 41 | 7 (18.9%) | |
| | ガリン、軽油、天然ガス | 1,617 | 1,565 | △52 (△3.2%) | |
| エコ通勤実施日数(日) | 平成30年度比 増加 | 262,793 | 262,520 | △273 (△0.1%) | 未達成 |
| 2. 省資源、グリーン購入を推進する | | | | | |
| 水道使用量(m ³) | 平成30年度比 1%以上削減 | 703,129 | 687,388 | △15,741 (△2.2%) | 達成 |
| 用紙類購入量(枚) | 平成30年度比 1%以上削減 | 73,031,506 | 69,926,807 | △3,104,699 (△4.3%) | 達成 |

| | | | | | |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----|
| グリーン購入率(%) | 平成30年度比 1ポイント以上増加 若しくは90%以上維持 | 量 95.6 金額 92.4 | 量 97.7 金額 92.9 | - | 達成 |
| 3. 廃棄物の減量、用紙リサイクルを推進する | | | | | |
| 廃棄物量(kg) | 平成30年度比 1%以上削減 | 521,707 | 525,545 | 3,838 (0.7%) | 未達成 |
| 用紙リサイクル率(%) | 平成30年度比 1ポイント以上増加 若しくは80%以上維持 | 44.1 | 52.3 | 8.2P | 達成 |
| 4. 環境に配慮した公共工事を推進する | | | | | |
| 発生量(t)及び 有効利用率(%) | 建設副産物の発生抑制、リサイクル、 適正処理を推進する | | 発生量 (t) | 有効利用率 (%) | - |
| | 建設発生土 | | 53,641 | 80.1 | |
| | アスファルト・コンクリート塊 | | 24,451 | 100.0 | |
| | コンクリート塊 | | 33,679 | 100.0 | |
| | 建設発生木材 | | 1,389 | 98.6 | |
| 建設汚泥 | | 12,174 | 92.9 | | |

※電気の二酸化炭素排出量については、排出係数をそれぞれ平成30年度実績は平成30年12月公表のもの、令和元年度実績は令和2年1月公表の数値を用いて算出しています。

※令和2年度より用紙リサイクル率の計算方法を変更

計算方法 変更前：用紙リサイクル量(kg) / 可燃ごみ量(kg)

変更後：用紙リサイクル量(kg) / 用紙類購入量(kg)

第2節 環境関係諸団体

1. 東三河環境行政連絡協議会

東三河地域 8 市町村及び湖西市との連携体制を確立して、環境保全に関する事項について情報交換及び連絡協議を行い、環境行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

- (ア) 設立:昭和47年2月22日
- (イ) 構成:豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、静岡県湖西市
- (ウ) 令和元年度事業実績
 - ・環境行政に関する情報交換及び連絡協議(定例会1回)

2. 豊橋市地下水保全対策協議会

地下水の過剰揚水による地盤沈下等を未然に防止するには、地下水使用の適正化を図ることが必要である。豊橋市における地下水の保全を図るため、水質の保全及び地下水の適正かつ合理的な揚水管理等を行い、地域の健全な発展に資することを目的とする。

- (ア) 設立:昭和52年3月1日
- (イ) 会員:97団体(令和2年4月1日現在)
- (ウ) 令和元年度事業実績
 - ・地下水調査結果報告書作成業務

3. 豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会

地域住民共有の財産である三河湾の環境再生を推進し、「美しく豊かで親しめる海」として三河湾を創生するための諸施策を実施することにより、三河湾の総合的な発展に資することを目的とする。

平成27年度に設立25周年を機に、「三河湾浄化推進協議会」より協議会名を改名。

- (ア) 設立:平成2年7月5日
- (イ) 会員:30団体(令和2年4月1日現在)
 - 正会員 豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、高浜市、田原市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
 - 賛助会員 愛知県
 - 協力会員 内陸市町村等16団体
- (ウ) 令和元年度事業実績
 - a. 豊かな海“三河湾”環境再生推進の日及び同週間における各種啓発並びに実践活動の実施
 - b. 関係機関に対する浄化推進の諸施策・事業の促進等についての要望活動の実施
 - c. 伊勢湾再生推進会議関連会議への参画等

4. 豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議

ダイオキシン類削減対策、サーマルリサイクルの推進等を図るため、愛知県のごみ焼却処理広域化計画に位置付けられている豊橋田原ブロックにおいて、ごみ処理の広域化を推進することを目的とする。

- (ア) 設立:平成12年2月8日
- (イ) 構成:豊橋市、田原市
- (ウ) 令和元年度事業実績
 - ・実績なし

5. 530 運動環境協議会

530 運動推進連絡会、牟呂用水美化サークル、豊橋市省資源省エネルギー推進協議会及び豊橋市ごみ減量推進協議会の環境保全を目的とする4つの団体を統合し、市民と事業者、行政が一体となって幅広く環境問題に取り組むことを目的とする。

(ア) 設立:平成14年4月1日

(イ) 目的: 恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐため、530 運動の普及及び530 実践活動を通して、環境美化及び資源の有効活用に対する市民意識を高め、環境に配慮したまちづくりの実現に寄与する。

(ウ) 会員(令和2年3月31日現在)

法人・団体会員:151 団体

個人会員:371 名

(エ) 事業

- ・530 運動の普及及び啓発に関する事業
- ・ごみの発生抑制の啓発に関する事業
- ・環境美化のための実践活動に関する事業
- ・省資源省エネルギー意識の啓発と定着に関する事業
- ・環境教育及び環境学習に関する事業

(オ) 令和元年度事業実績

- ・朝倉川 530 大会に協賛(4月)
- ・全市一斉 530 運動実践活動(春・秋)
- ・クリーンアップ大作戦の実施(5月:豊橋駅前、7月:豊橋駅前、10月:豊橋総合スポーツ公園、11月:汐川干潟、12月:表浜海岸)
- ・幼児用環境教育ビデオを使った市内保育園・幼稚園への訪問指導(5~9月)
- ・ごみ減量推進月間(9~10月)
- ・豊橋まつりに 530 運動普及啓発・コーナー出展(10月)
- ・530 のまち環境フェスタ(11月)
- ・牟呂用水清流化運動(11月)
- ・「530 レポート」の発行(11月・3月)
- ・プラ 530 キャンペーンの実施(2月)
- ・冬の省エネ実施キャンペーン(2月)
- ・ホームページの運営 ホームページ URL:<http://www.530.toyohashi.aichi.jp/>



6. 豊橋市清掃指導員会

清潔で快適な生活環境の保全及び再利用を通じた廃棄物の減量を推進するため、豊橋市清掃指導員を委嘱している。

(ア) 委嘱開始年度:昭和 55 年度

(イ) 指導員数:541 名 (令和 2 年度)

(ウ) 清掃指導員の職務

- ・持ち出しマナー及び分別徹底のための指導
- ・集団回収等再利用を推進するための指導
- ・周知看板の設置
- ・不法投棄の監視及び通報
- ・市が行う啓発活動への協力
- ・その他市が行う施策への協力

(エ) 令和元年度事業実績

- ・清掃指導常務委員会議(4月)
- ・清掃指導員会議(4月)
- ・ごみ処理施設見学会(11月)

第3節 啓 発

1. 環境保全に関する啓発

(1)水環境の保全

平成 30 年度においては、主に下記の事業を実施した。

- ① 関連行事などにおける啓発活動の推進
「みなとフェスティバル」、「530 のまち環境フェスタ」の行事などにおいて、啓発資材の配布、パネル展示を行い、水環境の保全に向けた啓発活動を実施した。
- ② 環境教育用リーフレットの配付
6 月の環境月間に、市内全小学校の 4 年生を対象に環境教育用リーフレット「みんなで学び考えよう 豊橋の輝く未来と水環境」を配付した。



環境教育用リーフレット

2. 廃棄物に関する啓発

(1) 啓発冊子「家庭ごみガイドブック」の作成

ごみ問題に対する意識の高揚を図るため、ごみの分別・ステーションへの持ち出しマナー、日常生活の中で守らなければならないルールを図柄等を使い詳しく記載した啓発冊子「家庭ごみガイドブック」を配布している。

(2) ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の作成

ごみの収集の周知を図るため、年間収集日を記載した「クリーンカレンダー」を配布している。

(3) 小学4年生の社会科資料集「町をきれいに」の作成

小学4年生の社会科では、郷土(豊橋市)のを中心に学習しており、日常生活に密着した清掃事業についての深い理解と環境意識の高揚を図るため、全児童を対象に社会科資料集「町をきれいに」を配付している。

(4) 「地域資源回収の手引き」の作成

ごみの減量化や再資源化に大変すぐれた効果のある地域資源回収を今後も継続し、活動を通じたごみ減量意識の形成に向け、より多くの市民が活動に参加してもらえるよう手引きを作成している。

(5) ごみ減量・リサイクル講習会の開催

平成14年度より、生ごみ減量容器、電動式生ごみ処理機の上手な使い方と、たい肥を利用した家庭でできるガーデニング等を紹介する生ごみ減量講習会を行っていたが、平成28年度からは、「ごみ減量・リサイクル講習会」として、参加対象者をさらに拡大して実施している。

(6) 「ごみ収集日お知らせメールサービス」の提供

ごみ収集日や分別方法の周知を図るため、パソコン・スマートフォン・携帯電話に、ごみ収集日・分別方法・イベント情報等を電子メールでお知らせするサービスを提供している。

(7) 啓発冊子「事業系ごみガイドブック」の作成

仕事で出るごみ(事業系ごみ)の適正処理推進を図るため、事業系ごみの分別や処理方法等について、イラスト等を用いてやさしく解説した啓発冊子「事業系ごみガイドブック」を配布している。

(8) PCB廃棄物の期限内処理に向けた掘り起こし調査の実施

安定器などの高濃度PCB廃棄物等は、令和3年3月31日までに処分することになったことを受け、市内の使用又は保管事業者について掘り起こし調査を行い、当該事業者について期限内処理を行うよう啓発している。

(9) 「スマートフォン向けごみ分別アプリケーション」の提供

ごみ収集日の通知や、分別のポイント、持込み施設一覧、クイズなどのコンテンツ提供を通じて、ごみを持ち出す利便性の向上やごみに対する意識の高揚を図るため、スマートフォン向けのアプリケーション「さんあ〜る」を提供している。

(10) 「事業系ごみの適正処理セミナー」の開催

平成29年度より、事業者が自ら排出した廃棄物の基本的な分類や適正な処理方法などを周知し、廃棄物への意識向上を図るためにセミナーを開催している。

(11) リーフレット(「事業系ごみ」は正しく分別・処理)の作成

事業系ごみの適正処理推進を図るためのポイントを分かりやすく説明したリーフレットを作成し、事業者へ配布している。

(12) 「ごみ減量啓発チラシ」の作成

広く市民に周知・啓発を行い、より一層のごみ減量を推進するためにチラシを作成し、組回覧や広報とよはしとの同時配布を行っている。

3. 資源・エネルギーに関する啓発

(1) 家庭用エネルギー設備等導入費補助金

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムなどエネルギー設備の設置費等に対して助成する。

- ・補助対象者 自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者で、とよはしエコファミリー世帯に属する者
市税の滞納がない者
- ・補助金額（令和2年度）
 - ア 太陽光 最大出力1kW当たり1万5千円（上限6万円）または補助対象経費×1/20のいずれか低い額
 - イ 燃料電池 4万円
 - ウ リチウムイオン蓄電池 容量1kWh当たり1万円（上限7万円）または補助対象経費×1/20のいずれか低い額
 - エ ペレットストーブ 設置費用の1/4（上限5万円）
 - オ 太陽熱利用設備 自然循環型 2万円
強制循環型 3万円
 - カ 地中熱利用設備 設置費用の1/10（上限10万円）
 - キ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 一律20万円
 - ク 一体的導入 太陽光・ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）・リチウムイオン蓄電池の同時申請 一律16万円

・補助実績

| 項目 | 年度 | 太陽光のみ H11～27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 累計 |
|------------|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | その他 H24～27 | | | | | |
| 太陽光 | 件数 | 7,600 | 597 | 544 | 405 | 292 | 9,438 |
| | 出力(kW) | 31,693 | 2,883 | 2,776 | 2,075 | 1,904 | 41,331 |
| 燃料電池 | 件数 | 369 | 159 | 136 | 125 | 170 | 959 |
| HEMS | 件数 | 109 | 146 | 171 | 159 | - | 585 |
| リチウムイオン蓄電池 | 件数 | 87 | 130 | 137 | 161 | 228 | 743 |
| ペレットストーブ | 件数 | 3 | 3 | 2 | 0 | 4 | 12 |
| 太陽熱利用設備 | 件数 | - | 41 | 27 | 25 | 21 | 114 |
| 地中熱利用設備 | 件数 | - | 4 | 9 | 5 | 8 | 26 |
| ZEH | 件数 | - | - | - | - | 45 | 45 |
| 一体的導入 | 件数 | - | - | - | - | 54 | 54 |

(2) 再生可能エネルギー活用推進事業

① 公共施設への太陽光発電システムの設置

平成11年度から、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用を推進するために、市自らの率先的な取り組みとして、市内の全小中学校(74校)をはじめ、公共施設へ太陽光発電システムの設置を進めてきた。

・導入実績

| 区分 | H11～27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | 累計 |
|----------|----------|------|------|------|------|-------|
| 施設数(施設) | 105 | 5 | 1 | 0 | 2 | 113 |
| 出力容量(kW) | 1,099 | 55 | 15 | 0 | 25 | 1,194 |

② 太陽光発電所の設置

ア 市の廃棄物最終処分場跡地等を民間企業に貸し付け、太陽光発電所の運営が開始された。

| | | |
|------------------------|--|--------------------------------------|
| 名称 | ソーラーファームとよはし | 株式会社サイエンス・クリエイト高塚町太陽光発電所 |
| 所在地 | 豊橋市老津町字切山 272 番地、273 番地 (豊橋市廃棄物最終処分場跡地) | 豊橋市高塚町字東大縄手 445 番地 (豊橋市廃棄物最終処分場内) |
| 敷地面積 | 約 2 万 m ² | 約 5,400 m ² |
| 太陽電池枚数 | 4,200 枚(シリコン系多結晶 242W/枚) | 1,484 枚 |
| 発電所出力 | 1,000kW | 350kW |
| 想定年間発電量 (一般家庭想定) | 約 115 万 kWh (300 世帯分の年間使用電力に相当) | 約 38 万 kWh (100 世帯分の年間使用電力に相当) |
| 年間 CO ₂ 削減量 | 約 540t | 約 180t |
| 発電事業期間 | 平成 25 年 3 月～45 年 4 月(20 年間) | 平成 26 年 1 月～46 年 2 月(20 年間) |
| 発電事業者 | 株式会社シーテック | 株式会社サイエンス・クリエイト |

| | | |
|------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 名称 | 株式会社サイエンス・クリエイト豊清町太陽光発電所 | 株式会社サイエンス・クリエイト豊清町太陽光発電所(市民ファンド) |
| 所在地 | 豊橋市豊清町字籠田 3 番地 | 豊橋市豊清町字籠田 3 番地 |
| 敷地面積 | 約 800 m ² | 約 800 m ² |
| 太陽電池枚数 | 220 枚 | 220 枚 |
| 発電所出力 | 49.5kW | 49.5kW |
| 想定年間発電量 (一般家庭想定) | 約 6 万 kWh (12 世帯分の年間使用電力に相当) | 約 6 万 kWh (12 世帯分の年間使用電力に相当) |
| 年間 CO ₂ 削減量 | 約 30t | 約 30t |
| 発電事業期間 | 平成 27 年 4 月～46 年 3 月(20 年間) | 平成 27 年 4 月～46 年 3 月(20 年間) |
| 発電事業者 | 株式会社サイエンス・クリエイト | 株式会社サイエンス・クリエイト |

イ 市の遊休地を利用して太陽光発電所を設置し、平成 28 年度から売電を開始した。

| | |
|------------------------|----------------------------------|
| 名称 | とよはし E-じやん発電所 |
| 所在地 | 豊橋市神野新田町オノ割 97 番地 1、97 番地 3 |
| 敷地面積 | 約 6,000m ² |
| 太陽電池枚数 | 約 1,680 枚 |
| 発電所出力 | 400 k W |
| 年間想定発電量 (一般家庭相定) | 約 50 万 k W h (150 世帯分の年間使用電力に相当) |
| 年間 CO ₂ 削減量 | 約 235 t |
| 発電事業期間 | 平成 28 年 6 月から 20 年間 |
| 発電事業者 | 豊橋市 |

(3) 次世代自動車等普及促進事業(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び電動バイクは、化石燃料の消費抑制、CO₂ 排出量削減、大気汚染防止などの効果が期待できる。次世代自動車等の普及啓発を図るため、購入者への補助を平成 22 年度から開始した(電動バイクの補助については平成 23 年度から開始)。

① 補助対象

- ・自ら使用する目的で市内の販売店で購入し、初年度登録する時点で1年以上、市内に居住している個人
- ・事業に使用する目的で市内の販売店で購入し、初年度登録する時点で1年以上、市内に本社等を有している中小企業等の事業者

② 補助金額(令和2年度)

| 区分 | 補助対象者 | 補助率 | 補助限度額 |
|----------------|-----------------------|------------|-------|
| 電気自動車 | 個人及び 中小企業等の 事業者 | 車両本体価格の5% | 6万円 |
| プラグインハイブリッド自動車 | | | 3万円 |
| 燃料電池自動車 | | | 20万円 |
| 電動バイク | | 車両本体価格の25% | 2万円 |
| 外部給電装置同時購入加算 | | 一律 | 2万円 |
| 太陽光発電システム設置者加算 | | 一律 | 2万円 |

③ 補助実績

| 区分 | H22～27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | 累計 |
|---|----------|------|------|------|------|-----|
| 電気自動車・ プラグインハイブリッド自動車・ 燃料電池自動車(台) | 281 | 39 | 149 | 96 | 75 | 640 |
| 電動バイク(台) | 10 | 2 | 1 | 5 | 3 | 21 |

(4) 次世代自動車等普及促進事業(住宅用充給電設備)

充電設備の導入は、次世代自動車等の普及促進につながり、地球温暖化対策の推進に期待できることから、住宅用の充電設備等を設置する者への補助を平成27年度から開始した。(令和元年度から充給電設備のみ)

・補助対象

次世代自動車等を有しており、自ら居住する豊橋市内の住宅に充給電設備を設置する者

・補助金額(令和2年度)

住宅用充給電設備:充電設備設置費用の1/4、上限10万円

補助実績

| 区分 | H27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | 累計 |
|-------------|-------|------|------|------|------|----|
| 住宅用充電設備(件) | 17 | 12 | 24 | 24 | - | 77 |
| 住宅用充給電設備(件) | - | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |

(5) 電動アシスト自転車購入補助金

通勤や買い物時における自動車利用から自転車利用への切り替えを促進することで、温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化対策の推進に期待できることから、電動アシスト自転車購入者への補助を平成22年度から開始した。

① 補助対象

市内に住所を有する18歳以上の者で、市内の販売店で購入した者

② 補助金額(令和2年度)

電動アシスト自転車の購入金額の1/4、限度額12,000円

③ 補助実績

| 区分 | H22～27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | 累計 |
|--------------|----------|------|------|------|------|-------|
| 電動アシスト自転車(台) | 4,554 | 645 | 650 | 666 | 700 | 7,215 |

(6) 雨水貯留槽設置整備事業

屋根に降る雨も流してしまえば活用できないが、溜めて使えば立派な水資源となることから、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留槽設置者に対する補助を平成11年度から実施している。

① 補助対象

市内の居住地又は居住予定地に雨水貯留槽を設置する者。

② 補助金額

雨水貯留槽の本体購入金額の2分の1以内、限度額18,000円。

③ 補助実績

| 区分 | H11～27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | 累計 |
|---------|----------|------|------|------|------|-----|
| 補助件数(件) | 699 | 23 | 25 | 12 | 14 | 773 |

4. 環境教育の推進

(1) 小中学校訪問授業

- ① 目的:こどもたちに、身の回りの環境問題に目を向けて興味を持ち、理解を深めてもらうため、小学校4～6年生を対象に実施。
- ② 方法:パソコン等を使用しながら、職員が学校に出向き実施。

〈テーマ1〉地球温暖化を防ごう

- 1) 実施日:令和元年10月8日～令和2年1月22日
- 2) 場 所:市内2校5学級の教室にて実施(学年単位)
- 3) 内 容:地球の環境問題について「地球の温暖化」を中心に話をすすめ、環境を守るために私たち一人ひとりが心がけるべきことを考える。

授業の要旨

温暖化＝空気中の二酸化炭素がふえ、地球の温度があがっている

- | | |
|--|--|
| ① 地球温暖化って何だろう？ (1)温室効果ガスについて (2)二酸化炭素の発生と量の変化 | ② どうして温暖化するの？ (1)石油や石炭の使いすぎ (2)森林が少なくなっている |
| ③温暖化するとどうなるの？ (1)1880年から2012年までに0.85度上昇 21世紀末には0.3～4.8度上昇 (2)世界で起きていること(海水面の上昇など) | ④ どうすれば温暖化を防げるの？ (1)エネルギーの節約(クールチョイスに取り組もう) (2)二酸化炭素を出さない発電 (3)環境にやさしい自動車 |

〈テーマ2〉ごみはどこへ行く～ごみを減らす方法をみんなで考えよう～

- 1) 実施日:令和元年5月7日～9月25日
- 2) 場 所:市内42校にて実施
- 3) 内 容:ごみがどこへ運ばれ、どんな処理をされているか理解する

授業の要旨

- ① 豊橋の現在のごみの量は？
- ② 豊橋市のごみの分別、収集、処理は？
- ③ リサイクル3つのR(まずはごみを減らす、使えるものは使う、最後にリサイクル)
- ④ 収集車へのごみの投入体験

〈テーマ3〉みんなで実験、生ごみメタン発酵

- 1) 実施日:令和元年5月17日～10月1日
- 2) 場 所:市内10校22学級の教室にて実施
- 3) 内 容:平成29年度から分別収集した「生ごみ」の処理システムについて、実験を通して知ってもらい、ごみ減量の大切さについて考える。

授業の要旨

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 豊橋の現在のごみの量は？ | ② 豊橋市の平成29年度からのごみ分別は？ |
| ③ なぜ生ごみ分別収集するのか？ | ④ メタン発酵実験 |

〈テーマ4〉アカウミガメと表浜海岸の自然を守ろう

- 1) 実施日:令和元年5月21日～11月12日
- 2) 場 所:市内4校9学級にて実施(学年単位)
- 3) 内 容:アカウミガメの生態や産卵地の自然環境について話をすすめ、アカウミガメの保護や表浜海岸の自然環境を保全するために私たちが心がけねばならないことについて考える。

授業の要旨

- ① 産卵地である表浜海岸の自然環境
- ② アカウミガメの生態
- ③ 実態調査
- ④ 表浜海岸で今問題になっていること
- ⑤ 本市の保護活動への取り組みとお願い

〈テーマ5〉生き物の宝庫 汐川干潟

- 1) 実施日:令和元年6月21日
- 2) 場 所:市内1校1学級にて実施(学年単位)
- 3) 内 容:汐川干潟の特色や地域における役割について学び、古くから地元住民に親しまれてきた干潟の育む自然を後世へ引き継いで行くためにできることについて考える。

授業の要旨

- ① 汐川干潟ってどんな場所?(干潟の役割とは、汐川干潟はどこにある?)
- ② 汐川干潟の特徴(汐川干潟の生き物、汐川干潟と世界のつながり)
- ③ 汐川干潟と外来生物
- ④ 干潟を守るために私たちにできること

〈テーマ6〉まもれ!未来の生態系!～外来生物の脅威!～

- 1) 実施日:令和元年10月25日
- 2) 場 所:市内1校6学級にて実施(学年単位)
- 3) 内 容:外来生物が生態系に与える影響と豊橋市内での現状について話をすすめ、その問題点に対し私たちができることについて考える。

授業の要旨

- ① 生態系ってなに?(身の回りの生態系)
- ② 外来生物とは?
- ③ 外来生物がいるとどうなるの?(外来生物がもたらす被害・脅威)
- ④ 市内にはどんな外来生物がいるの?(市内に存在する外来生物の脅威)
- ⑤ わたしたちにできることとは!

〈テーマ7〉豊橋の自然探検

- 1) 実施日:令和元年11月1日
- 2) 場 所:市内1校6学級にて実施(学年単位)
- 3) 内 容:豊橋市の代表的な自然を紹介し、身近な自然への興味、関心を持つことで、自然を守るために私たちにできることについて考える。

授業の要旨

- ① 豊橋ってどんなところ?
- ② 地域ごとの自然の特徴
- ③ 豊橋の代表的な自然の紹介(葦毛湿原、汐川干潟、表浜海岸)
- ④ 豊橋の自然を守るために私たちにできること

(2) こどもエコクラブ

- ① 概要: こどもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を育成し、こどもたち主体の地域環境・地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を支援するために「こどもエコクラブ事業」として環境省(当時環境庁)が平成7年度より実施していたが、平成23年度より(公財)日本環境協会が事業を引き継ぎ実施している。
- 本市においては、事業開始当初より「こどもエコクラブ豊橋市事務局」を設置し、エコクラブの申込受付や広報活動、登録クラブへの教材配付等の支援を行っている。
- ② 活動内容: 幼児から高校生までの子ども1人以上で構成されるクラブ(大人1人以上のサポーターが必要。)をつかって登録し、クラブで自主的に行う環境保全活動(エコロジカルあくしょん)や全国事務局から紹介される地球や環境のことを楽しく考えるプログラム(エコロジカルとれーにんぐ)を行った。

(3) 汐川干潟保全実践活動(旧: 干潟保全実践プロジェクト)

「多様な生物の生息の場としての干潟」、「水質浄化機能としての干潟」の重要性を広く認識し、地域の住民や小中学校等の地元とともに、三河湾の保全と再生の意識を将来へ継承することを目的として平成26～28年度の3年間にかけて実施した「干潟保全実践プロジェクト」の活動を継続し、平成29年度以降は地元が主体で実践している。

令和元年度における実施内容

| 日付 | 実施内容 | 実施場所 |
|------------|-----------|-----------|
| 令和元年5月8日 | 現地予習観察 | 汐川干潟(杉山町) |
| 令和元年10月9日 | 第9回保全実践活動 | 汐川干潟(杉山町) |
| 令和元年11月27日 | 観鳥会 | 汐川干潟(杉山町) |



干潟保全実践活動



観鳥会